

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2014～2019年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2014年度	1,033	424	17	12
2015年度	954	490	16	13
2016年度	810	424	14	10
2017年度	1,093	625	17	15
2018年度	988	545	24	35
2019年度	681	378	13	27

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2014年度	1,014	925	91.2%
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	793	705	88.9%
2017年度	1,059	952	89.9%
2018年度	943	856	90.8%
2019年度	657	570	86.8%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2020年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2020年度	564	302	17	9
2020年4月～6月	125	58	8	2
2020年7月～9月	196	107	6	4
2020年10月～12月	133	79	3	3
2021年1月～3月	110	59	0	0
2021年度	484	311	11	42
2021年4月～6月	150	85	1	0
2021年7月～9月	124	86	6	24
2021年10月～12月	133	88	3	17
2022年1月～3月	77	52	1	1
2022年度	465	227	7	7
2022年4月～6月	136	64	2	3
2022年7月～9月	119	73	4	2
2022年10月～12月	93	38	0	0
2023年1月～3月	117	52	1	2
2023年度	71	52	4	6
2023年4月～6月	71	52	4	6
2023年7月～9月				
2023年10月～12月				
2024年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2020年度	532	494	92.9%
2020年4月～6月	123	111	90.2%
2020年7月～9月	184	175	95.1%
2020年10月～12月	122	115	94.3%
2021年1月～3月	103	93	90.3%
2021年度	437	385	88.1%
2021年4月～6月	139	129	92.8%
2021年7月～9月	107	91	85.0%
2021年10月～12月	122	109	89.3%
2022年1月～3月	69	56	81.2%
2022年度	379	328	86.5%
2022年4月～6月	123	102	82.9%
2022年7月～9月	100	85	85.0%
2022年10月～12月	75	66	88.0%
2023年1月～3月	81	75	92.6%
2023年度	23	21	91.3%
2023年4月～6月	23	21	91.3%
2023年7月～9月			
2023年10月～12月			
2024年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

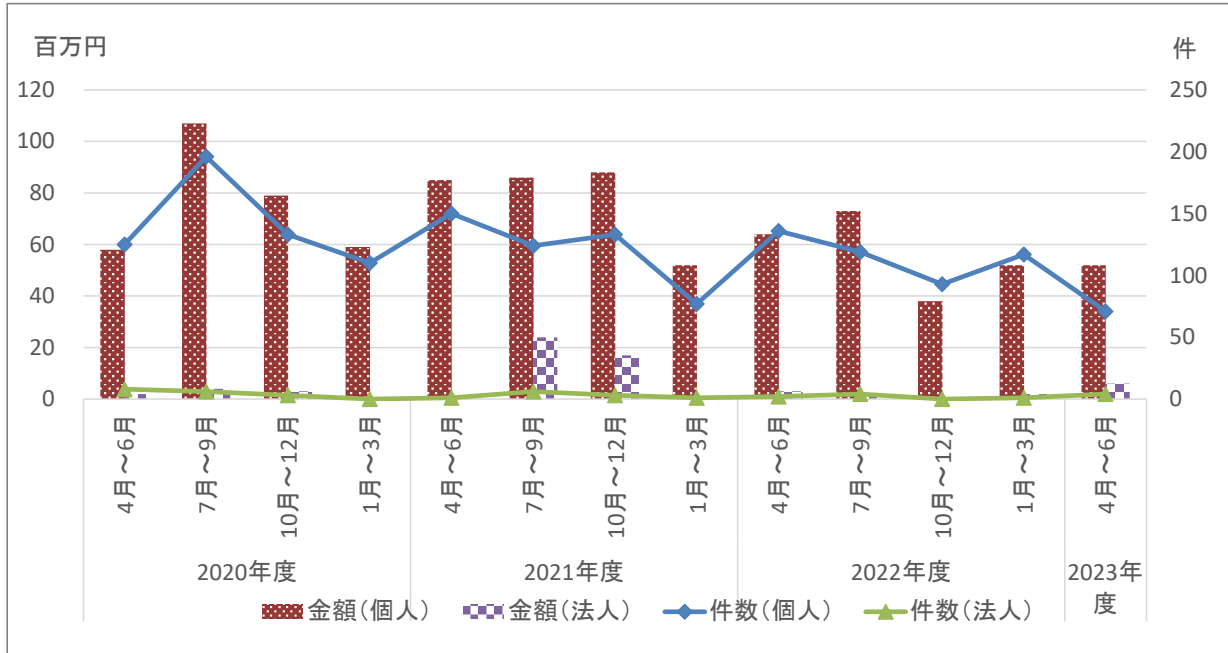
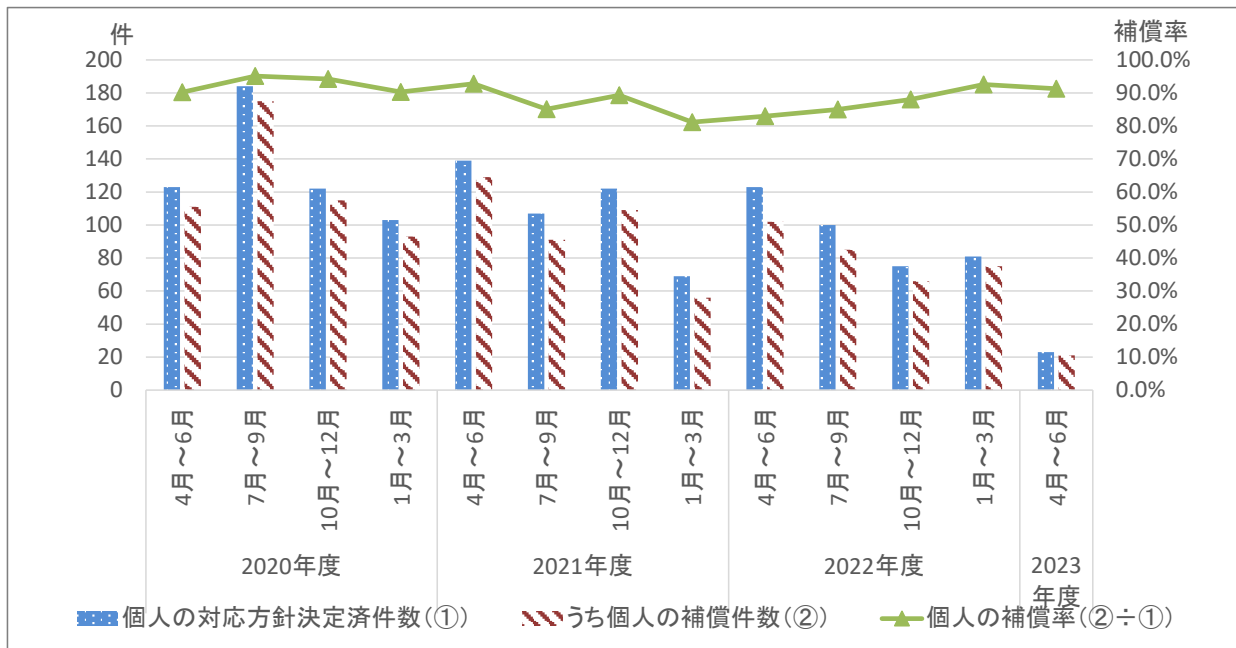


図2:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上